

尾張旭市監査公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和6年12月25日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 大島 もえ

## 定例監査報告書

### 1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）

### 2 監査の種類

財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項の規定による監査のうち、同条第4項の定例監査）

### 3 監査の対象

原則として、都市整備部（都市計画課、都市整備課・三郷駅周辺整備推進室、土木管理課及び公園農政課）に係る令和6年度（令和6年9月30日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

### 4 監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、支出した費用に見合う効果を挙げているかどうかという経済性、効率性や所期の目的を達成しているかという有効性の観点を重視して実施した。

### 5 監査の実施内容

令和6年10月25日から同年12月24日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

また、重点テーマとして、行政財産の目的外使用許可に係る事務の状況並びに令和5年度及び6年度における物品の検査の2項目について重点的にその状況を確認するとともに、抽出した行政財産及び備品の実査・現況確認を行った。

### 6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

#### (1) 都市計画課に係るもの

**是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第2項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）**

(ア) 市営旭ヶ丘住宅において、市長から行政財産目的外使用の許可（法第238条の4第7項に規定される許可をいう。以下同じ。）を得ていない電話線や防犯灯の存在を確認した。

この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又

は供することと決定した財産をいう（法第238条第4項）ものとされているところ、同課は、電話線や防犯灯の設置者による行政財産の目的外使用に気付かずにいたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。

- (イ) 物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号。以下「物品管理規則」という。）第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。以下同じ。）を令和5年度は一部のものにしか実施していなかった。また、物品管理規則第9条に規定する備品ラベル（以下「ラベル」という。）が付されていない備品が散見された。さらに、備品のうち2点は所在が分からなかった。

物品管理事務を適切に実施されたい。

所在不明の物品
備品No.11 アレンジャー
備品No.464 自動体外式除細動器（AED）（4台）

- (ウ) 法第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、令和6年4月分の市営住宅の家賃及び駐車場の使用料について、令和6年4月1日に納入の通知をしていたが、調定を決議したのはその後日である同月4日であった。

調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、原則として、納入の通知に先立って行うべきものである。

適時適切に調定を決議されたい。

- (エ) 尾張旭市市営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年尾張旭市条例第26号）により、市営住宅の入居者は、指定納期限（家賃を納期限までに納付しない者に対し市長が督促する際に市長が指定する納期限をいう。以下同じ。）までに納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならないものとされている。

この点、同課は、指定納期限までに納付すべき金額を納付しない入居者（以下「滞納者」という。）に係り、指定納期限ではなく、家賃について納入の通知をした際に指定した納期限の翌日から起算して算出した金額に相当する額を延滞金として加算して納付させていた。このことにより、過去5年間で、2人の滞納者から合計1,800円を過大に徴収していた。

家賃収納事務を適切に実施されたい。

- (2) 都市整備課・三郷駅周辺整備推進室に係るもの

## ア 是正改善すべきもの

(7) 法第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、北山集会施設用地及び三郷駅前線用地の行政財産目的外使用に係る使用料について、調定を決議することなく、北山集会施設用地に係るものは令和6年9月30日に、三郷駅前線用地に係るものは同年3月26日に納入の通知をしていた。

また、三郷駅前線用地に係る許可期間が令和6年4月1日から同年9月30日までであることに基づき、これに係る使用料について同年4月に令和6年度の歳入として調定を決議している一方で、納入の通知を令和5年度中である令和6年3月26日にした事実は、随時の収入で、納入通知書を発するものの会計年度所属は、当該通知書を発した日の属する年度になる（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第142条）ことに照らすと、歳入の会計年度所属区分についての認識不足をうかがわせるものである。

適時適切に調定を決議されたい。

(イ) 物品の検査を令和5年度は一部のものにしか実施していなかった。また、備品のうち一部は、備品台帳記載の番号とラベル記載の番号が相違していた。さらに、備品のうち1点は所在が分からなかった。

物品管理事務を適切に実施されたい。

所在不明の物品
---------

備品No.18 ダイナミックマイクロホン
----------------------

## イ 注意すべきもの（取扱基準第2項第3号に規定するものをいう。以下同じ。）

本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号）第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、三郷駅周辺まちづくりデザイン検討支援業務委託及び三郷駅前地区市街地再開発事業に係る公共施設内装設計検討支援業務委託は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

(3) 土木管理課に係るもの

## ア 是正改善すべきもの

物品の検査を令和5年度は一部のものにしか実施していなかった。また、ラベルが付されていない備品が散見された。

物品管理事務を適切に実施されたい。

## イ 注意すべきもの

行政財産である土木機材倉庫敷地における電柱及び支線の設置について、同課は、電柱及び支線の設置者に、本来、尾張旭市公有財産管理規則（昭和60年尾張旭市規則第7号）に基づき許可申請させるべきところ、尾張旭市公共用物の管理に関する条例（昭和59年尾張旭市条例第2号）に基づき許可申請させ、許可を与えていた。

適切な根拠に基づいた許可事務を実施されたい。

#### (4) 公園農政課に係るもの

##### ア 是正改善すべきもの

(7) 西大道町緑地において、市長から行政財産目的外使用の許可を得ていない電話線の存在を確認した。

この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法第238条第4項）ものとされているところ、同課は、電話線設置者による行政財産の目的外使用に気付かずにいたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。

(1) 法第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、公園用地の行政財産目的外使用に係る使用料について、調定を決議することなく、令和6年3月29日に納入の通知をしていた。

また、本件については、令和6年10月1日時点でいまだ調定を決議しておらず、同課において今後速やかに調定を決議すべきであるが、許可期間が令和6年4月1日から令和7年3月31日までであることから、当該決議は市として使用料を令和6年度の歳入と決定することになる一方で、納入の通知を令和5年度中である令和6年3月29日にした事実は、随時の収入で、納入通知書を発するものの会計年度所属は、当該通知書を発した日の属する年度になる（政令第142条）ことに照らすと、歳入の会計年度所属区分についての認識不足をうかがわせるものである。

適時適切に調定を決議されたい。

(6) ラベルに、所管課、品名及び取得年月日は記載されていたものの、備品番号が記載されていない備品が散見された。

物品管理事務を適切に実施されたい。

##### イ 注意すべきもの

令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書について

は引き続き押印を求めている。同課では、車止め設置修繕及びネットフェンス修繕において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。

市の方針に沿った事務処理を実施されたい。

## 定例監査報告書

### 1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）

### 2 監査の種類

財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項の規定による監査のうち、同条第4項の定例監査）

### 3 監査の対象

原則として、上下水道部（経営政策課、上水道課、下水道課及び浄化センター）に係る令和6年度（令和6年9月30日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

### 4 監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、支出した費用に見合う効果を挙げているかどうかという経済性、効率性や所期の目的を達成しているかという有効性の観点を重視して実施した。

### 5 監査の実施内容

令和6年10月25日から同年12月24日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

また、重点テーマとして、行政財産の目的外使用許可に係る事務の状況並びに令和5年度及び6年度における物品の検査の2項目について重点的にその状況を確認するとともに、抽出した行政財産及び備品の実査・現況確認を行った。

### 6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

#### (1) 経営政策課に係るもの

**ア 是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第2項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）**

(ア) 水道事業において、企業出納員は、たな卸資産の実地たな卸を行う場合、市長の指定するたな卸資産の受払いに関係のない職員を立ち合わせなければならないものとされている（尾張旭市水道事業会計規程（昭和56年尾張旭市水道事業管理規程第1号。以下「水道事業会計規程」という。）第55条）が、

当該職員の指定も立会いも実施されていなかった。

正確性、客観性等が確保されるよう、実地たな卸を適切に実施されたい。

- (イ) 水道事業において、経営政策課長は、固定資産の得喪、現況等を明らかにした固定資産台帳を整備し、少なくとも年1回固定資産の実態を照合し、その一致を確認するよう適正な管理をしなければならない（水道事業会計規程第71条第2項）が、備品について、令和5年度は、同年度に増加及び減少したものについては確認したが、それ以外のものは確認していなかった。また、廃棄処分済みにもかかわらず除却されないままのものや備品には当たらないものが固定資産台帳に登載されていた。

資産管理事務を適切に実施されたい。

- (ウ) 公共下水道事業において、経営政策課長は、固定資産の得喪、現況等を明らかにした固定資産台帳を整備し、少なくとも年1回固定資産の実態を照合し、その一致を確認するよう適正な管理をしなければならない（尾張旭市公共下水道事業会計規則（平成28年尾張旭市規則第40号）第59条第2項）が、備品について、令和5年度は、同年度に増加及び減少したものについては確認したが、それ以外のものは確認していなかった。

資産管理事務を適切に実施されたい。

- (エ) 旭ヶ丘配水場において、市長から行政財産目的外使用の許可（法第238条の4第7項に規定される許可をいう。以下同じ。）を得ていない防犯灯の存在を確認した。

この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法第238条第4項）ものとされているところ、同課は、防犯灯設置者による行政財産の目的外使用に気付かずにいたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。

## イ 検討を要するもの（取扱基準第2項第2号に規定するものをいう。）

- (ア) 本市では、水道事業の事務を処理させるために上下水道部を置き（尾張旭市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年旭町条例第18号）第3条第2項）、同部には経営政策課及び上水道課を置いている（尾張旭市水道事業の組織及び処務に関する規程（昭和43年旭町水道事業管理規程第2号）第2条第1項）。

一方、水道事業の支払事務の一部（支払伝票審査、支払データ転送など）や公金管理の一部（口座通帳の管理、口座残高の確認、現金・有価証券等の出納保管及び記録管理など）は、会計課の職員が担当している実態が見受けられる。

この点、今回の監査で、会計課のうち課長は、尾張旭市職員定数条例（昭和

32年旭町条例第1号)第2条に規定する水道事業の事務部局の職員の定数に算入されていること及び尾張旭市水道事業給水条例施行規則(平成10年尾張旭市規則第15号)第16条に基づき身分証明証を発行されていることから、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条に規定される企業職員に任命され上下水道部の職員を兼務しているが、課長以外の職員は、何らの任命行為も受けていないとの説明を受けた。

同部においては、このような状況の適否について、支払事務や公金管理に係るリスクに応じた適切な内部統制を整備・運用する観点や会計区分の観点等から、他部等と調整の上、検討されたい。

- (イ) 水道事業では、経営政策課長及び会計課長を企業出納員としている(水道事業会計規程第2条第2項)。二者の間の分担について、上下水道部は、会計課長は公金の収納及び保管、経営政策課長はそれ以外の会計事務(いずれも一部を除く。)を、それぞれ担っていると説明しているが、当該分担を明文化したものは確認できなかった。

同部においては、このような状況の適否について、出納関係事務に係るリスクに応じた適切な内部統制を整備・運用する観点等から検討されたい。

- (ウ) 水道事業では、企業出納員及び現金取扱員(以下「企業出納員等」)に係る領収印を規定し(水道事業会計規程第98条)、企業出納員等に自己の名で現金を領収させている。

この点、地方公営企業に係る出納その他の会計事務は、管理者(本市においては管理者の権限を行う市長)が担任する(地方公営企業法第9条)ものとされているところ、水道事業では、現金の領収に関して管理者の権限を行う市長から企業出納員等への委任を規定したものは存在しない。

同部においては、このような状況の適否について、現金取扱事務に係るリスクに応じた適切な内部統制を整備・運用する観点等から検討されたい。

- (2) 上水道課に係るもの

#### ア 是正改善すべきもの

契約担当者は、随意契約によろうとするときで、契約金額が30万円を超えるときは、あらかじめ予定価格を定めなければならない(尾張旭市契約規則(昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。)第26条(尾張旭市水道事業契約規程(昭和53年尾張旭市水道事業管理規程第1号)により、水道事業の請負その他契約に関しては、法令等に特別の定めがあるものを除き契約規則の規定を準用するものとされている。)、随意契約における予定価格決定の省略について(平成2年5月16日付け総務部長通達))。

しかしながら、同課は、令和6年度給配水管等修繕業務単価契約(一者随契)

について、契約金額（予定の総額）が40,920,000円であるにもかかわらず、予定価格を定めていなかった。

契約金額を決定する基準となる予定価格をあらかじめ設定し、契約事務を適切に実施されたい。

#### **イ 注意すべきもの（取扱基準第2項第3号に規定するものをいう。以下同じ。）**

給水装置窓口業務委託契約における個人情報の取扱いに関する覚書に、遵守すべき規定として、既に廃止されている尾張旭市個人情報保護条例及び尾張旭市個人情報保護規則を掲げていた。

契約書や覚書等を締結する際は、記載している事項に誤りや現状に即していないものがないか確認することを徹底されたい。

#### **(3) 下水道課に係るもの**

##### **ア 是正改善すべきもの**

同課では、汚水管渠布設工事（北山工区）の施工に伴い、他の事業体の施設に影響を及ぼすと考えられるため、物件移転等の補償契約の締結を目的として、令和5年10月30日付けで同者宛て依頼の上、同日から令和6年5月17日までの間、施設の防護工事方法等について協議して以降、同者からの回答を待ち続けていた。そのような中、令和6年10月中旬になって初めて、補償契約を締結しないまま、同者により対象施設の移設工事の大部分が進行済みであることを把握するに至った。すなわち、市が費用を補償することになる工事が、契約締結前に概成してしまっていた。

契約が確定しないまま対象施設の移設工事が施工されるのを看過することにならないよう、事務を適切に進められたい。

##### **イ 注意すべきもの**

本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、令和6年公共下水道取付管設置位置調査業務委託及び尾張旭市公共下水道に係る全体計画の作成委託は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

#### **(4) 浄化センターに係るもの**

##### **注意すべきもの**

本市のガイドラインにより、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、西部浄化センター非常用自家発電設備保守点検業務は、予定価格が同条に

定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。